

プレスリリース

大阪科学・大学記者クラブ各位

令和元年度公募型共同開発事業

開発テーマ採択結果のお知らせ

【お問い合わせ先】

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
経営企画本部 業務推進部

TEL: 0725-51-2516

地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下、大阪技術研）は、府内の企業等と相互に開発課題と経費を分担して、技術開発や製品開発を行う公募型共同開発事業を実施しております。

このたび、開発テーマを公募した結果、新たに1件の開発テーマを採択しましたのでお知らせします。今後、大阪技術研と共同開発事業者で契約が締結でき次第、共同開発を開始する予定です。

【共同開発テーマ】

開発テーマ名	共同開発事業者	開発期間（予定）
呼吸機能測定技術並びに訓練支援技術の開発	近畿電機株式会社 甲子化学工業株式会社	令和3年12月末まで

内

この事業では、大阪技術研の力を最大限に活用し、企業の製品化アイデアをサポートします！

1. 研究・開発人材をサポート

- 大阪技術研の研究員が共同で開発に取り組みます。

2. 最先端の装置・機器・研究室でサポート

- 大阪技術研が所有する装置・機器・研究室を活用できます。（利用には一定の条件があります）

3. 開発費用をサポート

- 大阪技術研が分担する課題については、大阪技術研が予算を投じます。

さらに、進捗報告会等を通じて技術開発の段階から、技術的課題以外の課題（事業計画のブラッシュアップ、販路開拓等）についても、アドバイスと支援を行います。

大阪技術研は、この取組を通じて、「技術」の力で大阪の中小企業の未来を切り開き、大阪経済及び産業の発展に向けて更に努力してまいります。

容

関
連
H
P

<https://orist.jp/>

関
連
資
料

別紙1（募集要領）、別紙2（ちらし）

備
考

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
令和元年度 公募型共同開発事業募集要領

1. 目的

地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下、法人）が、府内の企業等と相互に開発課題と経費を分担して、技術開発や製品開発を共同で実施することにより、府内ものづくり中小企業の発展に寄与することを目的とする。

2. 本事業の対象者

新製品・新技術の開発、新分野への進出等を企画している次の者。

- ① 府内に事業所を持つ中小企業者、および中小企業団体等
- ② 当該製品・技術の開発、製造等にあたり、①の者との連携を具体的に計画している企業等
- ③ その他、法人が特に認める企業等

3. 共同開発の要件

- ・新規性、高度性に富む開発内容で、早期に製品化・事業化の可能性があること。
- ・法人と共同開発を実施することによって、より質の高い成果が期待できるものであること。
- ・共同開発を行う上で法人に求める技術分野について、公募型共同開発事業事務局および法人研究員との協議を経ていること。

(すでに法人が他の企業等と共同で研究・開発に取り組んでいるテーマについては、対応できない場合がある。協議の方法については申請手続きを参照のこと。)

4. 経費の負担

- ・法人は、共同開発の実施にあたり法人が分担する課題に係る費用（人件費を除く）については、総事業費の1/2を上限とし、負担する。
- ・企業は、法人が管理する設備等のうち、共同開発を行うのに必要な装置・機器等を、法人の同意を得て、無償で活用できる。
- ・企業は、法人が認めた場合に限り、本事業による共同開発のために法人の和泉センターインキュベーション施設に、共同開発実施期間、無償（光熱水費を除く）で入居することができる。ただし、空室がない場合、入居できないことがあります。(退去時の原状回復等、諸条件あり。)

5. 開発期間

開発を開始した時から原則2年以内。ただし、予定している開発期間終了時の状況によっては、最大1年間の範囲内で開発期間の延長を認める。なお、延長する場合であっても、法人の予算額は変更しない。

6. 申請書類

- ・共同開発申請書

【添付書類】

- (1) 共同開発に携わる研究員名簿
- (2) 共同開発実施計画書
(法人研究員と共同して作成すること)
- (3) 会社定款若しくは登記事項証明書（提出日より3か月以内に発行されたもの）
- (4) 決算報告書（直近1年間の貸借対照表、損益計算書 個別注記表）

(創業1年未満で決算報告書がない場合は、ご相談ください)

(5) 会社経歴書(会社案内・パンフレットで代用可)

7. 募集期間及び申請場所

「7.申請書類」に記載する書類を、令和元年7月1日(月)から8月30日(金)までに経営企画本部業務推進部に持参すること。(応募状況等により、募集期間を延長する場合があります。募集期間を延長する場合は、法人ホームページ等にてお知らせいたします。)

(注意事項)

- ・受付時間は9時30分から17時まで。
- ・法人の研究員と十分な協議を経て提出すること。

8. 採択テーマ数及び選考方法

- ・採択テーマ数：2件程度
- ・選考は、書類及びプレゼンテーション審査により行う。
- ・選考結果については、採択、不採択にかかわらず、書面で通知する。
- ・採択された開発テーマの共同開発者は、法人と共同開発契約を締結する。
- ・開発テーマ名は、契約締結後、原則として法人ホームページ等で公開する。

9. 成果の取り扱い

- ・開発の結果生じた発明に係る特許等の帰属および持分割合については、共同開発者と協議の上、合意に至ったのち、共同出願契約および試作や製品展開時には実施契約を締結する。(実施契約に伴い、実施料の負担が発生する場合あり。)
- ・開発終了後、開発成果は公表する。ただし、共同開発者から業務上の支障があると申し入れがあったときは、審査の上、一定期間その一部または全部を公表しない。
- ・共同開発者が製品のカタログやホームページ等の広告で法人との共同開発成果であることを記載する場合、事前に名義使用申請を行い許可を得る。

10. その他

- ・法人が共同開発テーマの技術的課題解決のために必要と判断した場合、他機関の本共同開発への参加を認めることがある。

開発テーマ募集！

令和元年度

公募型
共同開発事業

大阪産業技術研究所（大阪技術研）では、
府内の企業等と、相互に開発課題と経費を分担して
技術開発や製品開発を目的とする共同開発事業を実施します。

「大阪技術研と一緒に技術的課題を解決して、早期に製品化、事業化したい！」
そんな貴社の応募をお待ちしています。

Point 1



研究・開発人材
をサポート

大阪技術研の研究者が共同で
開発に取り組みます

Point 2



最先端の
装置・機器・研究室
でサポート

大阪技術研が所有する装置・
機器・研究室を活用できます

(利用には一定の条件があります)

Point 3



開発費用をサポート

大阪技術研が分担する課題については
大阪技術研が予算を投じます

※ 共同開発に係る費用の最大1/2まで
※ 補助金事業ではありません

3つの力^①で、貴社の開発を加速^②!!

応募期間

令和元年7月1日（月）

～8月30日（金）

※応募状況等により、募集期間を延長する場合があります

くわしくは大阪技術研ホームページから

<https://orist.jp/>

応募資格

◆共同開発者の要件

- 新製品・新技術の開発、新分野への進出等を企画している次の方
(1) 府内に事業所を持つ企業者、および企業団体等
(主に中小企業を想定しています)
(2) 当該製品・技術の開発、製造等にあたり、(1)の者との
連携を具体的に計画している企業等
(3) その他、大阪技術研が特に認める企業等

◆共同開発の要件

- (1) 新規性、高度性に富む開発内容で、早期に製品化・事業化
が見込まれること
(2) 共同開発を実施することによって、より質の高い成果が
期待できるものであること
(3) 共同開発を行う上で大阪技術研に求める技術分野について、
公募型共同開発事業事務局および大阪技術研研究員との
協議を経ていること

実施スケジュール等

事前協議

担当研究員と開発分担等について協議します

共同開発申請書の提出

令和元年7月1日(月)～8月30日(金)

- 共同開発実施計画書および添付書類と併せてご提出ください
- 提出書類は、担当研究員と共同で作成してください

※応募状況等により、募集期間を延長する場合があります

第1次審査

応募書類による審査を行います

第2次審査

プレゼンテーションによる審査を行います

日程は第1次審査合格者に通知します

候補者と協議・契約締結

第2次審査合格者と大阪技術研が協議をし、共同開発契約を締結します

共同開発開始

【お問い合わせ】

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
和泉センター 経営企画本部業務推進部
〒594-1157 和泉市あゆみ野2丁目7番1号
TEL 0725-51-2516 (平日 9:30~17:00)
FAX 0725-51-2520
Mail kobo-entry@tri-osaka.jp

1. 技術分野

大阪技術研において対応可能な技術分野（詳細は、[ホームページ](#)をご覧ください）

2. 経費の負担

- ◆大阪技術研は、共同開発に係る費用（人件費を除く）の最大1/2を負担します。
- ◆共同開発にあたり、企業は、大阪技術研が管理する設備等のうち、必要な装置・機器等を、大阪技術研の同意を得て、無償で活用できます。（申請段階で、使用することを予定している装置・機器に限ります。）
- ◆本事業による共同開発のために大阪技術研のインキュベーション施設に入居する場合は、共同開発実施期間の賃料を無償とします。（ただし、光熱水費は負担していただく必要があります。空室がない場合、入居できないことがあります。）
- ◆なお、費用負担については一定の条件があります。

3. 開発期間

開発開始から原則2年以内

（予定している開発期間終了時の状況によっては、最大1年間の範囲内で開発期間の延長を認めます。）

4. 申請手続の流れ

- (1) 担当研究員と開発分担等について協議し、所定の「共同開発申請書」および「共同開発実施計画書」を共同で作成してください。

※担当研究員が決まっていない場合は、下記お問い合わせ先までご相談ください。対応可能な研究員を確認します。（技術分野によっては対応できない場合があります。）

※すでに大阪技術研が他の企業等と共同で研究・開発に取り組んでいるテーマ等については、対応できない場合があります。

- (2) 下記の資料を添付し、「共同開発申請書」および「共同開発実施計画書」を経営企画本部業務推進部に持参してください。

【申請期間】

令和元年7月1日(月)～8月30日(金)

※応募状況等により、募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、法人ホームページ等にてお知らせいたします。

【添付書類】

- ◆共同開発に携わる研究員名簿
- ◆会社定款もしくは登記事項証明書（提出日より3か月以内に発行されたもの）
- ◆会社経歴書
- ◆決算報告書（最近1か年分の貸借対照表および損益計算書）
※創業1年未満で決算報告書がない場合は、ご相談ください。

5. 採択テーマ数及び選考方法

- ◆採択テーマ数：2件程度（大阪技術研の本事業予算は1件あたり上限500万円）
- ◆選考は、書類及びプレゼンテーション審査により行います。
- ◆選考結果については、採択、不採択にかかわらず、書面で通知します。
- ◆採択された応募者は、大阪技術研と共同開発契約を締結して頂きます。
- ◆開発テーマ名は、契約締結後、原則として大阪技術研ホームページ等で公開します。

6. 成果の取り扱い

- ◆開発の結果生じた発明に係る特許等の帰属および持分割合については、共同開発者と協議の上、合意に至ったのち、共同出願契約および試作や製品展開時には実施契約を締結します。（実施契約に伴い、実施料の負担が発生する場合があります。）
- ◆開発終了後、開発成果は公表します。ただし、共同開発者から業務上の支障があると申し入れがあったときは、審査の上、一定期間その一部または全部を公表しない場合もあります。
- ◆共同開発者が製品のカタログやホームページ等の広告で、大阪技術研との共同開発成果であることを記載する場合、事前に名義使用申請を行い許可を得て頂きます。